

受

受 監 第 2 年 2 月 2 1 日	委 員 代 表 監 査	監 査 委 員	事 務 局 長	合 議	書 記
12 号					

受総第1091号

令和2年2月21日

琴浦町監査委員 稲田 裕司 様

同 桑本 始 様

琴浦町長 小松 弘明



財政援助団体監査結果報告書における監査意見について(回答)

令和2年1月21日付発監第27号で提出を受けました財政援助団体監査結果報告書にて意見等のありました事項については、別紙のとおり対応を検討しています。



財政援助団体監査結果報告書に対する回答

監査意見	担当部署	回答(対応方針)
(1)琴浦町社会福祉協議会との連携強化について	福祉あんしん課	<p>平成30年4月に改正された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、社会福祉法が改正され、地域福祉の推進の理念が明記されるとともに、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。</p> <p>地域共生社会の実現に向け「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備を進めるため、令和2年度に琴浦町地域福祉計画・地域活動計画を改訂します。</p> <p>また、福祉センターの施設管理については、地区公民館の機能移設を含めた有効な活用方法を町で検討します。</p>
(2)多機関の協働による包括的支援体制構築事業	福祉あんしん課	<p>平成28年度から令和元年度まで社会福祉協議会に事業委託していましたが、令和2年度からは町直営で事業実施します。</p> <p>なお、実施に当たっては関係機関、民生児童委員、集落の福祉委員等と連携しながら、制度の谷間にある要援護者に対する支援をはじめ、ひきこもり対策に重点を置き、アウトリーチ及び相談支援体制を強化します。</p>
(3)災害時のボランティア活動について	福祉あんしん課 総務課	<p>災害時において避難情報の提供、避難誘導、救出活動、安否確認等を迅速に行うことができるよう、消防団、消防署、警察署等の関係機関や地区の役員及び民生児童委員との連携体制を構築しています。</p> <p>また、民生児童委員による日頃の声かけ、相談等を通じ、避難行動要支援者の把握に努めているところです。</p> <p>社会福祉協議会実施のボランティア活動については、関係機関と連携し、人材育成をはじめとする必要な支援を行います。</p>